

アノ独裁国家そっくり？

表題と写真は毎日新聞 6 月 30 日夕刊特集ワイドである。リードから「独裁政治」とまで言われている。安全保障関連法案成立に突き進む安倍晋三政権のことだ。最近も自民党の勉強会で「安政法制や安倍政権を批判するメディアを懲らしめろ」との声が上がったばかり。どこの独裁国家か、と思うが、実は自民党が掲げている憲法改正草案からして、北朝鮮や共産党一党独裁の中国の憲法と似てきているのだ。



まず、次の文章をお読みいただきたい。①「公民は国家の法および社会主義的生活規範を守り(中略)尊厳を守らなければならない」②「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」③「国民は憲法および法律を遵守し(中略)社会の公德を尊重しなければならない」①は北朝鮮憲法 82 条、②は自民党憲法改正草案(2012 年)102 条、③は中国憲法 53 条だ。どれも国民の憲法尊重義務、つまり「国民は憲法を守れ」ということだ。もっともらしく聞こえるが、今の憲法にこんな規定はないし、主要 7 カ国(G7)首脳会議参加国のうち米国、英国、フランス、カナダにもない。残り 2 カ国、ドイツ、イタリアはナチズムやファシズムへの反省という歴史的な理由から、自由と民主主義をうたう憲法の擁護義務を国民に課している。

「ここに自民党の目指す国家像が透けて見える」と指摘するのは、憲法学を専門とする早稲田大教授の水島朝穂さんだ。「まず憲法は国家権力を縛る目的で制定するもので、国民を縛り、従わせるためのものではないのです。これが立憲主義、つまり近代国家の基本であり憲法を守る義務すら国民に押しつけてはならないという考えで、だからこそ英米仏などには規定がない。自民党の改憲案はそこを逆転させ国民を縛る、という。北朝鮮や中国に近いと考え方です」

水島さんが解説する。「改憲案の前文は『日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって----良き伝統と----』 などとある。憲法に文化や歴史、伝統について特定の見方を書き込むのも北朝鮮や中国と同じです」

さらに改憲案の最たる特徴がある。水島さんは「義務や権利制限は、独裁国家、社会主義国の特徴です」とした上で、先ほどの憲法尊重義務のような「国民の義務」の多さ

を指摘するのだ。数え方にもよるが、改憲草案は「国防」(前文)「国旗・国歌の尊重」(3条)「自由・権利に伴う責任・義務」(12条)「家族の助け合い」(24条)「地方自治体の役務の公平な負担」(92条)「緊急事態宣言下での国・自治体の指示への服従」(99条)「憲法尊重」(102条)と、新たに七つの規定を設けた。現在もある納税、勤労、教育の三つを加えると10になる。中国は11、北朝鮮は8だ。付け加えれば、改憲案は「国の領土・資源の保全」「環境保全」で「国民の協力」も書き込み、これを「事実上の義務」と見る識者もいる。

「自民党の問答集に『立憲主義は義務規定を設けることは否定しない』とあるが、疑問です。欧米の自由主義諸国では義務規定は極めて少なくかつ例外的。自民党案はこの点でも北朝鮮や中国と似るんです」(水島さん)

(2015年7月8日)